

秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会運営要綱

(目的)

第1条 この運営要綱は、秋田県水と緑の森づくり基金条例（平成19年秋田県条例第93号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(会議の招集)

第2条 条例第10条第1項に規定する会長が定められていないときは、委員会の会議の招集は、知事が行うものとする。

(書面等による決議)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

2 前項の場合における決議については、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(Web会議システムによる会議)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）により委員会の会議を招集することができる。

2 Web会議システムによる出席は、条例第11条第3項及び第4項に規定する出席に含めるものとする。

3 第1項の場合における決議については、条例第11条第4項の規定を準用する。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第6条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項についての調査審議を行う場合

(2) 秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第2条第1項第1号に規定する個人情報についての調査審議を行う場合

(3) その他委員会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合

2 会長は、会議の公開又は非公開について、前項の基準に基づき、委員会に諮って決定するものとする。

3 前項の規定により、会議を公開しないことを決定したときは、会長はその理由を明らかにしなければならない。

(議事の公開)

第6条 委員会は、議事要旨を公開するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を農林水産部森林環境保全課に置く。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。